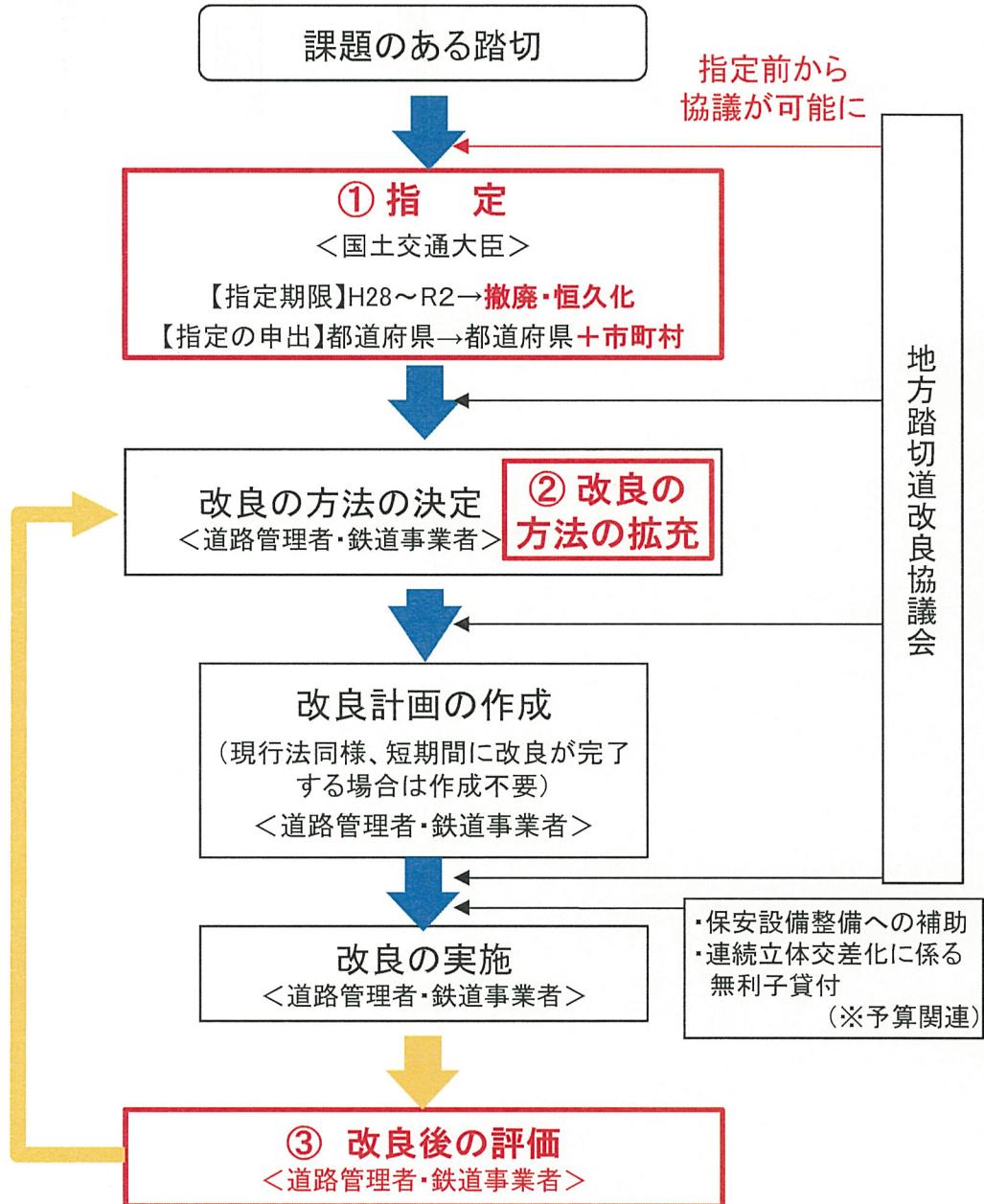


## ① 踏切道の更なる改良の促進

### 改正スキーム (改正部分が赤字)



### ① 機動的な指定に見直し

- 踏切対策はなお当分必要であることに加え、対策の長期化により従来の5年間の指定年限では指定しづらくなっているため、**指定年限 (令和2年度末まで※日切れ扱い) を撤廃・恒久化**  
⇒ 国土交通大臣が、**交通安全基本計画等の国の5ヶ年計画と連動**して、優先順位等を勘案しつつ、指定

- 都道府県知事による申出に加え、踏切道のバリアフリー化推進等のため、**市町村長による申出を可能に**

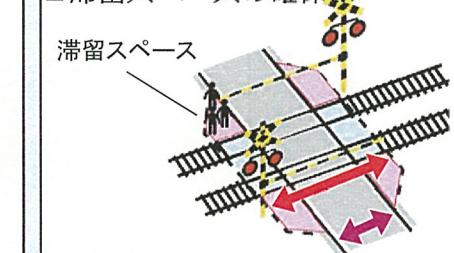
### ② 改良の方法の拡充

- 更なる改良の促進のため、踏切道の**改良の方法を拡充**
- 踏切道の周辺における迂回路等 (**踏切道密接関連道路**) の整備を追加
- 踏切遮断中の**歩行者滞留スペースを確保**するため、沿道民地の所有者との協定制度の創設
- **駅改札口の追加** (省令において規定)

#### ■ 踏切道密接関連道路



#### ■ 滞留スペースの確保



### ③ 改良後の評価の実施

- 道路管理者・鉄道事業者による**改良後の評価**によりPDCAを強化し、必要に応じ国土交通大臣が追加的対策を勧告

## 2. 道路の防災機能の強化【道路法等】

### ① 道路における広域災害応急対策の拠点機能の強化

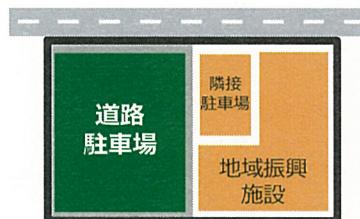
#### 防災拠点自動車駐車場の指定

- 広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する「道の駅」等について、国土交通大臣が防災拠点自動車駐車場として指定する制度を創設

(現状・課題)

##### 道の駅における災害対応の状況

- 道の駅は、道路管理者が管理する駐車場と、市町村等が管理する地域振興施設等から構成



- 道の駅
- 道路管理者が管理
- 市町村等が管理

- 道路における啓開や災害復旧の拠点に加え、自衛隊の活動拠点等として幅広く活用



道路冠水に  
対応する  
排水車等の  
活動拠点  
令和元年  
東日本台風



道路崩壊に  
対応するための  
資機材の  
保管場所  
令和2年  
7月豪雨



豪雪時に  
おける  
車両の  
待避所  
(平成25年3月)



自衛隊の  
活動拠点  
平成28年  
熊本地震

- 近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、防災機能を更に強化する必要

(対策)

##### 災害対応拠点機能の強化

道の駅における  
イメージ



- 災害時には**防災拠点としての利用以外を禁止・制限可能に**

- 民間による**通信施設、非常用発電施設、防災情報発信施設等の占用基準を緩和**



通信施設（5G等）



太陽光発電施設の設置

- 道路管理者が、**隣接駐車場等**の所有者等と協定を締結し、**災害時には**一体的に活用